



【熱中症対策】市内郵便局、ららぽーと沼津、ウエルシア薬局を クーリングシェルターに指定しました

要 旨

「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律」により、同法第21条に「指定暑熱避難施設」が規定されました。本市においても、暑さをしのげる場を確保することで、熱中症特別警戒アラートの発表時における熱中症による重大な健康被害の発生を防止するため、市公共施設28か所に加え、8月26日から市内郵便局、9月1日から、ららぽーと沼津、ウエルシア薬局との協定のもと指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を指定しました。

概 要

- 1 期 間 令和6年9月1日から令和6年10月23日まで
- 2 場 所 市内指定の公共施設及び郵便局、ららぽーと沼津、ウエルシア薬局の指定場所
- 3 特記事項 熱中症対策強化のため、市内公共施設28か所に加え、市内郵便局31か所、ららぽーと沼津、市内ウエルシア薬局16か所を市指定のクーリングシェルターとして指定しました。

民間施設の指定については、下記条件を満たすことが必要です。

- 冷房設備は適切に維持管理し、設定温度は避難者が快適に過ごせる温度とする
- 静岡県に「熱中症特別警戒アラート」が発表されたときは、当該施設を市民等に開放することができること
- 受け入れ可能人数に応じて、適切な空間を確保し、休憩できる椅子等（既設の物で可）を配置する
- 避難者にクーリングシェルターであることが分かるように掲示を行う
- 避難者の熱中症予防のため、指定箇所において飲食を可能とする
- 市と指定暑熱避難施設に係る協定書を締結し、その内容を履行できること

お問い合わせ先

沼津市役所 市民福祉部 健康づくり課
直通：055-951-3480
担当：成人保健係